

明治大学「内部質保証の方針」

自己点検・評価全学委員会

2013年3月13日制定

2022年3月8日改定

本学の理念・目的，教育目標及び各種方針の実現に向けて，恒常的に改善・改革を促進するため，以下のとおり，内部質保証の方針を定める。

1 方 針

(1) 部門別の点検・評価と全学的な点検・評価

自己点検・評価は，認証評価機関の定める大学基準に基づき，各学部等の部門別自己点検・評価と，それらを踏まえた全学的自己点検・評価を連動させて実施する。

(2) 全学マネジメントの下で実施する内部質保証

本学の内部質保証は，全学的マネジメントの下で行うこととし，その推進に責任を負う組織は，自己点検・評価全学委員会とする。

(3) 教育研究情報の適切な把握とその活用

本学における内部質保証の実効性並びに評価の客観性を高めるために，IR データ，学生調査，すなわち「大学における学びに関するアンケート」及び「授業改善アンケート」等から得られたデータ，学外の第三者を委員に含む自己点検・評価 評価委員会による提言を取り入れる。

(4) 自己点検・評価結果の公表

内部質保証を通じて得られた点検・評価の結果を通して，学内における内部質保証についての理解と情報共有を図るとともに，大学ホームページ等を通じて広く社会に公表する。

(5) 認証評価機関からの指摘について計画的な改善活動の実施

認証評価機関からの指摘について，改善を進めるため，中期目標・計画を定め，目標指標により実績を評価する『改善アクションプラン（3カ年計画）』を実施する。

2 組織体制

(1) 自己点検・評価 全学委員会

内部質保証の推進に責任を負う組織とする。学長を委員長とし、内部質保証システムの基本方針、自己点検・評価の実施計画を策定する。それらに基づき、自己点検・評価学部等委員会が実施した部門別自己点検・評価について、全学的な自己点検・評価を行い、その結果に基づく改善策を策定するとともに、改善についての支援を行う。これらの自己点検・評価をもとに、『自己点検・評価報告書』を作成し、自己点検・評価 評価委員会からの評価結果を加味し、公表する。なお、自己点検・評価の実務担当組織として、自己点検・評価の企画・運営、報告書の編集等を行う「企画部会」を、委員会内規にて設置する。

(2) 自己点検・評価 学部等委員会

各学部、大学院研究科及び付属機関並びに点検・評価項目に関連する教学及び法人の各部門にそれぞれ設置する。自己点検・評価全学委員会の定める方針、計画に則り、自己点検・評価を実施し、自己点検・評価全学委員会に報告する。また、自身で実施した部門別自己点検・評価及び自己点検・評価全学委員会による全学的自己点検・評価に基づき改善を行い、その改善状況について自己点検・評価全学委員会に報告する。

(3) 自己点検・評価 評価委員会

理事長を委員長とし、第三者の学識経験者を含む委員会であり、『自己点検・評価報告書』を評価し、その評価結果を全学委員会に報告する。

3 関係校規

明治大学自己点検・評価規程

以 上